

第4回世羅町議会定例会会議録

令和5年12月7日
第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 5 年 第 4 回世羅町議会定例会 (第 3 号)

令和 5 年 1 2 月 7 日

午前 9 時 00 分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 発言の取り消しについて |
| 第 2 | 報告第 10 号 | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 第 3 | 議案第 74 号 | 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及 び三原広域市町村圏事務組合規約の変更について |
| 第 4 | 議案第 75 号 | 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち廃 止する事務の承継について |
| 第 5 | 議案第 76 号 | 世羅町空家等対策条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 77 号 | 世羅町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 78 号 | 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 79 号 | 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例 |
| 第 9 | 議案第 80 号 | 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 10 | 議案第 81 号 | 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償 に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 82 号 | 世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第 83 号 | 世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例を廃止する条 例 |
| 第 13 | 議案第 84 号 | 令和 5 年度世羅町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 第 14 | 議案第 85 号 | 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |

- 第 15 議案第 86 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 16 議案第 87 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 第 17 議案第 88 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 18 議案第 89 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 19 議案第 90 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第 2
号)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|--------------|---------------|
| 1 番 高 橋 公 時 | 2 番 上 羽 場 幸 男 |
| 3 番 上 本 剛 | 4 番 矢 山 武 |
| 5 番 向 谷 伸 二 | 6 番 田 原 賢 司 |
| 7 番 藤 井 照 憲 | 8 番 松 尾 陽 子 |
| 9 番 徳 光 義 昭 | 10 番 久 保 正 道 |
| 11 番 山 田 睦 浩 | 12 番 米 重 典 子 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | |
|-----------------|---------------------|
| 町 長 奥 田 正 和 | 副 町 長 金 廣 隆 徳 |
| 会 計 課 長 山 崎 誠 | 総 務 課 長 広 山 幸 治 |
| 財 政 課 長 矢 崎 克 生 | 企 画 課 長 升 行 真 路 |
| 税 務 課 長 藤 井 博 美 | 町 民 課 長 道 添 毅 |
| 子育て支援課長 山 名 智 並 | 健康保険課長 官 崎 満 香 |
| 福 祉 課 長 小 林 英 美 | 産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司 |
| 商工振興課長 山 口 徹 | 建 設 課 長 福 本 宏 道 |
| 上下水道課長 市 尻 孝 志 | せらにし支所長 前 川 弘 樹 |
| 教 育 長 早 間 貴 之 | 学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一 |
| 社会教育課長 荻 田 静 香 | |

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

| | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 黒 木 康 範 | 書 記 追 林 威 宏 |
| 嘱託書記 貞 光 有 子 | |

開 会 午前9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に教育長より昨日の一般質問の際の発言について訂正したい旨申し出がありましたので、これを許します。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 失礼いたします。昨日教育委員会として説明をいたしました点について訂正がございますので、よろしく願います。

昨日上羽場議員からご質問があったなかです。制服を取り扱っている者は何者あるかというご質問がございました。そこでこちらとして2者であると、2であるお答えをしたんですけども、これは特定の学校がですね、取り扱っている店舗の数を想定して2と答えたんですけども、世羅郡全体で取り扱っている窓口となる店舗は4店舗ございましたので、その点をお詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（米重典子） 以上ご了承ください。

日程第1 発言取り消しについて を議題といたします。

9番 徳光義昭議員から12月6日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出があります。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 徳光でございます。昨日12月6日の本会議における一般質問の私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出ます。

1. 取り消したい発言

私が行った一般質問の「(・・・・・・・・・・削・・・・・・・・・・除・・

「(. 削 除)」

「(. 削 除)」

「(. . 削 . . 除 . .)」の部分を取り消しますのでよろしくお願ひいたします。貴重な時間をありがとうございます。

○議長（米重典子） お諮りいたします。

9番 徳光義昭議員の「発言取り消しの申し出」を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、9番 徳光義昭議員からの「発言取り消しの申し出」を許可することに決定いたしました。

なお、会議録については、会議規則第126条の規定により、議長において精査のうえ、措置します。

日程第2 報告第10号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） おはようございます。議案1ページをお開きください。

報告第10号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月7日 提出

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、これに伴い次のとおり広島県市町総合事務組合同約（昭和 35 年指令地第 803 号）を変更するものとございます。

広島県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同約（昭和 35 年指令地第 803 号）の一部を次のように改正する。

| | |
|------------------------------|--|
| 「 1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務 | 竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合 」 |
|------------------------------|--|

別表第 2 表中

| | |
|------------------------------|--|
| 「 1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務 | 竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、広島中央環境衛生組合 」 |
|------------------------------|--|

を

に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 専決処分年月日

令和 5 年 11 月 28 日

11 月 6 日組合議会において、この議案が可決され、11 月 28 日付で通知がございましたので、同日付専決処分したものでございます。以上報告いたします。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第 10 号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について 報告を終わります。

日程第 3 議案第 74 号 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び三原広域市町村圏事務組合規約の変更についてを 議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） おはようございます。議案 3 ページをお開きください。

議案第 74 号

三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び三原広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり三原広域市町村圏事務組合規約（平成 3 年指令地第 75 号）を変更することについて、同法第 290 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和6年3月31日をもって戸籍事務のコンピューター管理に関する事務の廃止及び事務所を移管することに伴い、三原広域市町村圏事務組合同規約を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 不燃物処理について、ああして新しく施設が完成しておるわけですが、この不燃物処理について委託方式にするというようなことが、

○議長（米重典子） 矢山議員に申し上げます。

本議案の内容は戸籍事務の廃止するという事なので、それに関する質問をお願いしたいと思います。

○4番（矢山 武） 私が言わんとするのは、そういう委託に変えるということが組合議会で言われておったわけですから、その経緯がどのようになっておるか。そういうことを併せて考える必要があるということでお尋ねしております。

○議長（米重典子） 不燃物処理の委託ということですか。

今回廃止するのは戸籍の事務扱いというか、コンピューター処理に関するほうの、

▼【矢山議員：「それはわかります。」】

それを廃止することに関する質問でしょうか。今回不燃物処理は

▼【矢山議員：「考えはどうなっとるんですか。」】

○議長（米重典子） 不燃物処理については全く変更はないということなんです。

▼【矢山議員：「建設にあたってそういう説明を三原市がされておったんですからね。」】

○議長（米重典子） 申し上げますが、不燃物処理の事務については、全く何の変更もなく、先ほど説明しました戸籍事務のコンピューター管理に関するこの部分のみを廃止するという提案でございます。そのことについて何か質疑

があれば、おっしゃってください。不燃物処理については今回全く入っておりませんので、変更はないということです。ただ事務所が不燃物処理のみになりますので、三原市役所のほうから八坂にありますそちらの事務所のほうに変更になるという、そのみのことをございます。事務処理上の変更ということをございます。それに加えて何かご質疑があればどうぞ。

(「なし」の声あり)

ごみ処理については全く何の変更もないということなんです。

▼【矢山議員：「最初に聞いたことに対して答えてください。」】

○議長（米重典子） 最初に聞かれたことが今回の議案とは関係がないのではないのでしょうかということをお願いしております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） もしそういう考え方が三原市としてあるんなら、不燃物処理工場建設にあたっては莫大の金をかけとるわけですよ。世羅町も分担金をかなり出してやるということになると、それをすぐ委託にするのは問題があるんじゃないかということ、議会でも言ってきたわけですから、そういう形でここに事務所を置くということは、当分の間、そういう現行のやり方を続けるということになるんで、お尋ねしとるわけです。

○議長（米重典子） 答弁できますか。私の説明では納得いただけないようなので。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。先ほどご説明をした中で、(1)(2)の第1号、第2号の事務については変更はないという形でご説明をさせていただいたところをございますが、現在このごみ処理につきましては、町民課のほうで、環境衛生のほうで費用としてですね、三原広域のほうへ負担金として支出をさせていただいております。これについては、次年度以降も変わりなく負担金において実施をしていく旨をございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 74 号 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び三原広域市町村圏事務組合同規約の変更については 原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 75 号 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち廃止する事務の承継について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 議案 5 ページをお開きください。

議案第 75 号

三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち廃止する事務の承継について

三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち、三原広域市町村圏事務組合同規約（平成 3 年指令地第 75 号）第 3 条第 3 号の事務を廃止することに伴い、事務の承継に関し、次のとおり定めることについて、同規約第 17 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

戸籍事務のコンピューター管理に関する事務を廃止することに伴い、廃止す

る事務の承継に関し、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 75 号 三原広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち廃止する事務の承継については 原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 76 号 世羅町空家等対策条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 7 ページをお開きください。

議案第 76 号

世羅町空家等対策条例の一部を改正する条例

世羅町空家等対策条例（平成 28 年世羅町条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が6月14日に公布されたことに伴い、世羅町空家等対策条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第76号 世羅町空家等対策条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 世羅町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案9ページをお開きください。

議案第77号

世羅町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

世羅町道路占用料徴収条例（平成19年世羅町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

道路法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年 12 月 14 日政令第 378 号）の公布に伴い、広島県道路占用料徴収条例が改正されたことから、世羅町道路占用料徴収条例を改正することについて、世羅町議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 77 号 世羅町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 78 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 17 ページをお開きください。

議案第 78 号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成 16 年世羅町条例第 51 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 60 号）の公布に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を軽減するため、世羅町国民健康保険税条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 78 号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 79 号 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議案書 21 ページをお開きください。

議案第 79 号

世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、移動端末設備（スマートフォン）を用いた多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付等を行うため、世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 一定の説明を受けたんですけど、何のことか全くわからないんですけど、単純にご説明を願いたいのが、スマートフォンによるマイナンバーカードを提示するということですか。スマートフォンの中に登載されたマイナンバーカードを提示して証明書となるという意味ですか。そうでなくて、スマートフォンにダウンロードされるということですか。紙の媒体は紙の媒体で出てくるということなんですか。ちょっとその点が横文字と今の文言であまり頭に入ってこないの、その点わかりやすくできたらご説明いただきたいと思います。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。スマートフォンに個人番号カードの中の I C チップに今、4 桁の暗証番号、数字、4 桁の暗証番号が搭載をさ

れているんですが、その4桁の暗証番号がスマートフォンへも搭載できるようになってます。暗証番号のみですね。その暗証番号を用いてコンビニ交付サービス等により印鑑登録証明書等の交付を受けることができるようになると、そういうものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第79号 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第80号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 議案23ページをお開きください。

議案第80号

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年世羅町条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護に準じた保護を受けている外国人が医療の給付を受ける際にオンライン資格確認を受けるため、世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 80 号 世羅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 81 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 29 ページをお開きください。

議案第 81 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年世羅町条例第 16 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給等を行うため、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 勤勉手当の新設でございますけれども、勤勉手当となりますと当然、勤務評定が加わってくると思うんですが、この取り扱い是一般行政職並みな勤評を行うものかどうか。それと勤務評定によっては昇給はされないパターンが出ると思うんですが、それも適用されるかどうかお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。勤務評定でございます。勤勉手当につきましては、議員ご指摘のとおり勤務の評定というものが伴うこととなっております。制度的には会計年度任用職員につきましても勤務の状況というものを評価することが求められてまいります。国におきましてはモデルとなる

勤務評定の方法等が示されてございまして、県内各市町におきましても同様の勤務評定のあり方について情報交換をしたところでございます。国にならう形ではございますけれども、それぞれの自治体において評定を行っていくこととなっておりまして、本町におきましても職員並みとはいかないまでも、簡易な形です、勤務評定を行うことを考えてございます。各職場の職場長におきまして一定の整理をしながら簡易な形での勤務評定に基づいてこの勤勉手当の支給を行っていく形になってまいります。ご指摘のとおり制度上は勤勉手当の支給について影響が出てくるようなことになろうかと思っておりますけれども、一定の事務整理を行うなかで支給を行うという形を想定しております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 7番。この勤評なんですけれども、任期付き、古い名称ですけれども、任期付きで入った場合ですね、町職の場合はですね、初級研修、中級研修とステップを踏んでですね、業務がなされていると。したがって研修訓練がされていると。じゃが、一般募集した場合にですね、そういったものがないなかでですね、そういう勤評評価をずっとやられるとですね、非常に厳しいものになると思うんです。やはりそこは柔軟な体制で、体制ということはないですね。取り扱いをしていただかないと、ますます任期付職員の応募がなくなってきます。そこをしっかりと対応していただきたいと思っております。

○総務課長（広山幸治） はい。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご指摘についてお答えをいたします。議員ご指摘されるとおりですね、会計年度任用職員のまず人材の確保というところで大変苦慮している状況もございます。そうしたことも鑑みながらこの勤務評定を行うわけでございますけれども、その所属の各部署においてですね、今、お願いをしている勤務内容等を見ていくこととなりますけれども、厳しく職員と同様ですね、判定基準ということはやはり適切ではないのかなというふうに受け止めているところでございます。この任期を限ってお願いをしていると、雇用しているという関係上ですね、雇用の継続も含めて本人の意向というものも汲み取る必要がございますので、勤務評定のみ、規則にこだわることなくです

ね、柔軟な対応というものを含めて運用にあたってまいりたいと考えてございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。フルタイムとパートタイムのフルタイムに準じてというような説明であったかと思うんですが、大まかなそれぞれのフルタイムはそれなりに年数、長期にわたって勤められている方もおられるんだろうと思いますが、ここらの6か月以上に云々というようなこと書いてあるんですが、現状で世羅町の場合どういう状況に人数とか、条件とか大まかでいいですが、どういう状況になっているのか。

それとこのフルタイムの場合、正確に覚えておりませんが、期末手当を職員に揃えるということで先月でしたかね、引き下げをされたというように思うんです。そのときに今度は新たに勤勉手当が支給されるという説明はなかったと思うんですが、そういう点では月数が4.5になるということですが、平均でもいいんですが、やはり金額で4.5の金額はどのようになるのか、大まかでいいですが、お尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点ご質問をいただきました。まず1点目の長期間にわたって勤務をされている方につきましてでございます。年間で6月を超えて勤務をされている方についてこの手当が支給対象となってまいります。人数でございますけれども、詳細な人数というものはただいま持ち合わせておりません。と申しますのも、会計年度任用職員はかなりの人数でございます、それぞれの勤務の状況によりまして手当の対象になる、ならないが生じてまいりますので、人数についてお答えできない点を了承いただきたいと思います。

それからもう1点、先月臨時議会においてお諮りをいたしました給与表につきましてでございます。給与表自体につきましては、令和5年度、本年度の金額の改正を行わせていただいたところでございます。今回お諮りいたします勤勉手当の支給につきましてでございますが、令和6年度において、ニーズ的なところは確定しておりませんので影響額ございませんが、職員1人あたりで概

算でございますけれども、一般事務の方につきましては、年間でこの手当分といたしまして24万8000円の手当支給になってまいろうと思っております。これは1の3号給でございます。また他の調理員、また保育士等の資格によりまして、運用異なっておりますけれども、先ほどの一般事務24万8000円から30万円あまりという形で職員1人あたりの手当額の増額ということになってまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第81号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第82号 世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案40ページをお開きください。

議案第82号

世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

総務省が進める公営企業会計の適用の推進に伴う要請を受けて、関係条例の規定を改正するため、世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまで町長のところを管理者という名称にするということですが、今後の運営は引き続き町長を管理者にしてやられるのか。

それから課として公営企業会計を公共下水道について実施をしておるんで、その処理の仕方について新たにいろんな検討する必要はないというように思うんですが、基本的にはだんだん使用水量が増えて、独立採算にはならんにしてもそれなりに今後の見通しが明るいという状況にはないというように思うんですね。そうするとこれがまた使用料負担に結び付くということが心配をされるんですが、企業会計に変更して主にどのような点が変わってくるというように認識をされておるのか、お尋ねをします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。管理者の件につきましては現在、公共下水道事業会計が全適用になっておりますので、それに準じて同じ形として管理者をおかず、管理者をおかないということで揃えさせていただいているというところがございます。それから先ほどのですね、公営企業になったところでどういった利点と言いますか、そういったものが挙げられるのかと

ということだったと思うんですけれども、特別会計から公営企業会計、複式簿記でございますけれども、これにすることによりまして経営とか、資産状況を把握することが可能となりますので、経営の効率化、健全化を図ることができるという利点がございます。また、経営成績、財政状況の比較可能性の向上、決算の早期化などによりまして、住民の方や議会の方の管理と言いますか、見ていただけたところの向上がですね、期待できるということがございます。

また職員のほうにつきましては独立採算制の原則がございまして、そういった意識改革を促して、経営意識を経営の向上に向けていくということが期待されているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、議案第 82 号 世羅町農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 83 号 世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例を廃止する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案 43 ページをお開きください。

議案第 83 号

世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例を廃止する条例

世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例（平成 16 年世羅町条例第 67 号）を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

総務省が進める公営企業会計の適用の推進に伴う要請を受けて、関係条例の規定を改正するため、世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 基金がどの程度あるかわかりませんが、企業会計から言うと、基金はふさわしくないということだろうとは思いますが、企業会計になっても運営するのに安定的な運営をする必要があるわけで、その点はどのように考えておられるのか。それから最後の経過措置の中で、公共下水道事業会計に引き継ぐものというのはどういう意味なのか、2点についてお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。まず1点目の基金の残のこととございますけれども、令和4年の決算書にも掲載しておりますけれども、金額が93万8190円ほど基金の残がございます、これをどうするかということになりますと、今後協議も多少出てきて変わる、ほとんど変わらないと思っておりますけれども、現金化をいたしまして、現金預金のほうに計上いたしまして整理をしていきたいということで、これの用途については特定をしないということで、現金化して現金預金のほうへ計上するというところでございます。

それともう1点ですね、公共下水道会計に引き継ぐということはどういうことになるのかということでございますが、これにつきましてはひとつ公共下水道事業会計の大きなところのくくりの中に農業集落排水事業が入っていくという形になりまして、そのなかで分類分けをするんですけれども、セグメントという言葉になっておりますけれども、要は分類分けをしまして、会計の中で分類したところで整理していくということでございますので、公共下水道事業会計というものではありませんけれども、そのなかに農業集落排水という部門ができるという形で整理していきたいと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第83号 世羅町農業集落排水事業財政調整基金条例を廃止する条例 は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は10時55分といたします。

.....

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 10時34分 |
|---|---|--------|

| | | |
|---|---|--------|
| 再 | 開 | 10時55分 |
|---|---|--------|

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第13 議案第84号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 45 ページをお開きください。

議案第 84 号

令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 287,229 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,558,100 千円とするものでございます。

歳入は、町税 9,500 千円、国庫支出金 175,074 千円、県支出金 15,440 千円、寄附金 100 千円、繰入金 69,000 千円、町債 23,400 千円を増額し、分担金及び負担金 1,550 千円、財産収入 1,871 千円、諸収入 1,864 千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費 245,834 千円、衛生費 46,102 千円、農林水産業費 4,993 千円、商工費 895 千円、土木費 7,474 千円、教育費 219 千円、予備費 301 千円を増額し、議会費 381 千円、総務費 5,853 千円、消防費 10,752 千円、公債費 1,603 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 繰越明許費のところでお伺いしたいんですけど、世羅小学校・学校給食センター下水道接続の設計委託なんですけれど、これは従前、こういった項目は、足はね、なかった。突然こういう名前がついたんですけど、これは当初で 4200 万余り、5 号補正で 100 万余り、今回 391 万 1000 円と、この中から 500 万繰り越すという考えでよろしいんでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは5ページの繰越明許費のうち、世羅小学校・学校給食センター下水道接続設計業務500万円につきまして説明をさせていただきます。

この関連の予算がですね、56ページの2目の事務局費ですね、委託料にあります設計業務391万1000円がございます。ここ説明が先ほど足りなかった部分もございますが、このなかで内訳としまして、先ほどの下水道の接続実施設計業務が500万円、それから9月にいったん追加補正をさせていただきましたせらにし小学校と世羅西中学校への給食センターの整備にかかります配膳室の改修実施設計業務108万9000円を9月補正で挙げていたところでございますが、その後の状況によりまして設計までが必要なくなったということが生じました。この108万9000円を減額しまして、合計で391万1000円という平均額となっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 6ページ、7ページで債務負担行為のところから質問させていただきます。一般廃棄物収集運搬処理業務、これ何年か前、3、4年前ですかね、当初8000万から9000万程度から収集場所というのも確定されて、それから何か上がる要素というのが何があるんでしょうか。大きく2500万円の金額がアップとなってきております。単純に燃料高騰ということも考えられますけれども、コースも変わってない、もう一定に何年か前から一緒であるにも関わらず、この一般収集処理業務に関しては年々金額が上がっておる。何かあるんでしょうか。

次の7ページ、今度上から3つでございます。甲山総合交流ターミナル管理委託から大見ふれあい市場、西大田ふれあい市場、これ全協で課長説明いただいたと思いますけれども、同日全協説明、12月1日、この議案も配布されたところでもあります。今回こうした債務負担行為を行った後に、3月定例会において本番であります指定管理の委託を各事業者にかけるという感じだと思いますけれども、まず丁寧な説明に努めるということで、副町長答弁いただいております。

たにも関わらず、今回の説明、債務負担行為でこういった感じに出しますということ、これはね、ちょっとずれるかもしれませんが、議会に対して説明しましたか。5年ではならんと。僕も一般質問等でも話させていただきましたけれども、そんな悠長なことは言っとられんと。近隣市町では指定管理施設に関してかなり精査してきているなか、世羅町も動いて行こうじゃないかという意見を交わしたところでもあります。しかし、もう議会に対してのこうした提案があるということはこの5年でいくという、言ってることはやろうというのを議会に対して言いました。しかし実際行っている措置というのは何ら変わらないということで感じられますけれども、その点の考え、この2点についてお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは6ページ、債務負担行為補正の一般廃棄物収集運搬業務委託についてのご質疑についてお答えをいたします。大幅に費用が上がった一番の要因は、令和2年度からになると思いますけれども、分別が3分別から5分別と、大幅に増えております。それに伴いましてごみの収集日の設定も増えて、当然収集運搬の業務日数、作業時間等も大幅に増えている。これが一番の要因でございます。最近におきましては、先ほど議員からもご指摘ありましたように燃料の高騰、そういったところの影響によりそれ以降若干増えていると、そういう状況でございます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは商工観光課よりお答えいたします。7ページの上から3つの施設。こちらの5年間のですね、指定管理を出していくということにつきまして、今、高橋議員のほうから5年ではいけないということも、もう散々話をいただいているということは認識しております。また悠長なことを言っている場合ではないということも昨日の中です、ご指摘いただきました。そのことについてお答えする前にですね、まず全協のほうで、この指定管理等につきましては、一定のご説明をさせていただきました。そのなかで今回の議会へ債務負担について出していくということについて、説明資料を

追って説明する中で、後半に口頭では出していきますという話は担当係長のほうからさせていただいたと思うんですが、そこは念を入れて説明したわけでもなくて、説明のほうに不足していた点があったんだということは改めて今後十分注意してまいりたいと考えております。

また本題に戻りますが、先ほどの5年ではいけないと言っているのに、また結局5年出しているじゃないかということについて、考え方の説明を改めてさせていただきたいと思います。全協、それから一般質問でもいただきまして、説明をさせていただいたことと、基本的には変わることなく、ご説明させていただくようになりますが、改めて丁寧に説明させていただきたいと思います。まずこの指定管理につきましては、今後は安易に指定管理を続けるのではなく、譲渡、その他の選択肢を持って、踏まえた方向性を出していくという点につきましてはそういうのを考えていく時期に来ているという点はですね、議員のご指摘いただいているところと私も同じ意見であるというところをまず、しかしながら指定管理期間を5年としておりますのは、やはり譲渡等受けていただくのにも経営の体力、こういったものは十分に必要であるというふうに考えております。そのために期間3年というのは非常にそこは短いというふうに考えているところでございます。5年でしっかりしたそういった安定した管理運営を行っていただくなかでつなげていきたいというふうに思っておるところでございます。ただ単純に5年ということではなく、年度の途中、これは昨日ご質問いただいて答弁できなかった点があったんですが、今出しております観光施設の3つ、この中へはですね、途中で譲渡の協議ができるものを入れておりました。同じような形で途中で譲渡できるようなものを加えるなかで単に5年ではないというふうに考えておるものでございます。そしてまたこれは非常に重要なことと認識しておりますが、産直市、これは古くから世羅町の拠点として町内の皆様も含めて、観光客の皆様ご利用いただいている拠点でございます。これが地域の活性化につながっているという点も非常に重要と考えております。この点を考えたところ、短い期間ということになりますと、いろんな選択肢の中でも閉鎖という選択も出てくるかもしれません。安易に閉鎖ということにならないことも含めて、やはり5年の期間の中でしっかり次の方向性を見出していきたいということで5年で提案をさせてもらっているものでございます。こ

の5年というのをご理解いただいて、今後担当課としてはしっかり議員のご指摘いただいたことにつきましてはしっかり認識しているのでそういう方向性ではしっかり進めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 12ページと16ページですね、これ関連していると思いますが、11ページ、12ページの歳出の部分、土木費、補正額の財源内訳が国の補助金から一般財源のほうに大きく変わっているんですけども、なぜそうなっているのかというのをお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。こちらの土木費国庫補助金の減額につきましては要望額に対し国の補助金の内示が低かったものでございまして、これに対応するために財源更正を行ったものでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 2点お伺いします。まず26ページの上のほうに地域おこし協力隊の報償費と活動費の補助金が増額になっているんですが、なぜ増えていったのかということと、それから44ページ 農業振興費の中で鳥獣被害の50万という増額がされていますけれども、この一般質問においても多くの議員の方が鳥獣被害を訴えられたと。この50万というのは地域要望を充足しているのかと。足りなくなることはないのか。この辺をお伺いしたいと思います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） それでは私のほうから補正予算書26ページでございまして。報償費、地域おこし協力隊員69万9000円と負担金補助金の地域おこし協力隊活動補助金についてご説明申し上げます。このたび令和5年度中におきまして黒川地区におきまして新たに地域おこし協力隊員の1名着任が決定し

たところでございます。その3か月分の報酬23万3000円かける3か月分が69万9000円の報償費でございます。それに伴いまして、1月からの着任に伴い研修費や保険料、居住費等を補助させていただく制度がございます。これを計算いたしまして37万6000円。これを補助するものでございます。

▼【7番（藤井照憲）：ついでに一般財源でみているのはなぜですか。】

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） これにつきましては、特別交付税で算定をされますので、またその特別交付税の算定の際に計算として挙げるものでございます。ですから一般財源で計上させていただいております。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） ページ44ページの野猪等被害防止対策事業補助金の50万円の増額についてお答えをいたします。本事業は町民の方々が実施されます防護柵等への支援の事業でございます。議員おっしゃいましたように、地域要望を充足しているのかというご質問でございますが、現在の予算でほぼ前年度の件数、また補助金額に達成しつつあるという状況でございます。残り約4か月の期間がございますので、その辺昨年の実績等を加味し、50万円の増額をお願いさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 46ページの中ほどにあります多面的機能支払交付金500万近い補正をされるわけですが、その内容について。それからその次に治山事業で、補正額は増と減で変わってない補正ですが、測量設計業務はどのような測量を予定をされておるのか。

○議長（米重典子） 矢山議員、ページ数をお願いします。

○4番（矢山 武） 54ページ、消防施設委託料がマイナスの800万ということになっておるんですが、この内容について。以上お尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 私のほうからページ 46 ページの多面的機能支払交付金の増額についてご説明をさせていただきます。この増額につきましては1組織において新たに長寿命化の取組という事業のメニューがございます。そちらの事業に取り組みれるということで487万4000円の増額をお願いしているところでございます。

続きまして、ページ 48 ページの治山事業の測量設計費の内容ということでございます。こちらにつきましては、次年度予定しております2地区の測量設計費をこのたび計上させていただいているものでございます。その下段にあります工事費のほうの予算を委託費のほうに変えるというものでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは54ページ、消防費の消防事務委託862万8000円の減額についてご説明をいたします。この減額につきましては、令和4年度の実績を基に精算をいたしました。当初3億4147万8000円を計上いたしておりましたが、4年度の実績をもって減額をさせていただき、3億3251万8000円とするものでございます。この要因といたしましては、人件費の部分での執行残があったということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう2点お伺いしたいと思います。毎年聞くんですけど、56ページ小学校費の会計年度任用職員が350万円減額、隣の58ページの中学校費の報酬、会計年度任用職員が30万減と。毎年のように聞くんですけど、これで教育が足りていたか。特別支援学級の教育が十分できていたかどうか。ここを確認したいと思います。

もう1点は、4ページ歳出合計が2億8722万9000円となっております。9月の4年度の監査の結果ですね、監査意見があったと思うんです。不用額の減をちゃんとやりなさいと。不用額の額が大きすぎるという監査意見があったと思うんです。我々もその都度適正な予算を組んで一般財源をしっかりと管理して

くださいとお願いしとるわけでございます。この2億8700万余りの中で、3月末の不用額が出ないように、ちゃんと予算査定されているかどうか確認いたします。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 藤井議員におかれましては、毎度ですね、この会計年度任用職員、特に特別支援学級、たとえば通常学級においても特別な配慮を要する子どもたちへの指導というところでしっかりした教育が充実できているか、いつもご心配いただいております。令和5年度におきましては前回の6月の定例会でもお伝えしたかもしれませんが、年度当初では3名不足していた状況でスタートしてしまいましたが、このたび令和5年10月からすべての小中学校において予算計上させていただいております。すべて配置させていただくことができました。ますますそういった予算を計上させていただくことで教育の充実も図ってまいりたいというふうに考えております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えします。私からは4ページの今回の補正額2億8722万9000円ということで、多額な補正額とはなっております。ご指摘いただきましたとおり9月定例会におきまして監査意見としてですね、毎年度不用額が多額であるということでご意見をいただいております。今回、毎回こういう補正なり当初の予算におきましては、財政課、それから町長、副町長のほうでしっかりと査定をさせていただいているところではございます。

今回額として大きくなっている理由としましては、一番大きいのが民生費のですね、非課税世帯7万円の給付が1億4000万円余り、それから同じく民生費の中で自立支援給付なり、障害児給付の扶助費等が6500万円余りと、2億ちょっとくらいを占めている状況でございます。国の施策等によりまして今回の補正の半分くらいを占めている状況ではございます。また、扶助費につきましては3月末まで申請等もありますので数字が動いていく状況もございます。

そのあたりのところはある程度不用額が出るという部分はやむを得ない部分もありますが、今回も落とせるところは、もう執行が終わっているという部分は落としていっているところではございますが、3月補正に向けましてですね、一般財源の抑制にもつなげるためにしっかりと査定を行い、不用額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 40ページの浄化槽維持管理補助金530万円ですが、増えておるのか、それともどういうことかかなり金額が、もともとの金額が大きいというのもあるのかもしれませんが、その内容についてお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 浄化槽の維持管理補助金の対象者が今回確定したことによりまして、不足額の見込みを補正させていただいておるところでございます。毎年予算のときに一定の計算はしておるわけでございますけれども、最終的にうちのほうで台帳等から算出しましたものと通常の交付の率を出しまして、その分の不足分を計上させていただきました。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） いろんな考え方があろうと思いますが基準のとおり町民の人に払うというのは当然なんですがね、当初できちっと見積もる必要があるのではないかとということでお尋ねしたんですが、あれば。

それから62ページの一番下のほうの利子ですが、300万円近い利子を計上されておりますが、これについては、どういうことでこういう状況になったのかお尋ねします。

予算をきちっと見積もってないのではないかとことを言っているわけですが。まあ、いいです。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは 62 ページの公債費のうち、利子について 291 万 2000 円、今回増額をお願いしているものでございます。その上の元金につきましては 451 万 5000 円を減額をしているところでございます。これにつきましては、本町で借入を行っている条件として利率見直しで、借入を行っているものが多くあります。この影響で昨今利率については、どんどん上がってきている状況でもございます。そういったものも反映しまして、利率のほうが増加によりまして利子が見直しの部分について増えていると。その分、元金のほうにつきましては償還が終わってきたというものもありますし、そういったところが影響して、今回利子につきましては 291 万 2000 円の増額をお願いしているものでございます。

○議長（米重典子） 浄化槽の点は、よろしいですか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私からお答えをさせていただきます。ご指摘いただきますようにすべての想定される予算最大額を措置をしてスタートを切るところがご指摘の一番大きなところであると受止めさせていただいております。年度途中におきまして合併浄化槽等の設置補助金によりましての基数というのは 10 基あまり等々ですね、年々水質浄化のためにも汲み取りトイレから水洗トイレ、リフォーム、また浄化槽設置をしていただいております。その基数が伸びていくところでの増額、追加補正というのは出てくるころではございますけれども、ご指摘いただきますようにそれすべてが要因ではない部分もございます。年度当初におきましてしっかりと精査をしつつ最大の予算を確保してスタートを切ることでのご指摘を承らせていただきますと共に、それに近い予算編成厳しいところではございますけれども、近似値、一定程度の予算規模をきちんと確保しながら、適切な浄化槽の補助及び町内全体の下水処理の均衡を保ってしっかりとまいりたいと思います。予算額の精査は引き続き続けてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ここで昼休憩にしたいと思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この際、議案第84号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）の修正に関する動議の提出をお願いいたします。

○議長（米重典子） ただいま、1番 高橋公時議員から、議案第84号 令和5年度 世羅町一般会計補正予算（第6号）の修正に関する動議が提出されました。

▼（「賛成」の声あり）

本動議は、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議と認められますので成立いたしました。

ここで、「暫時休憩」といたします。

暫時休憩 11時55分

再開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど成立した動議について、議案第84号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）に対しては1番 高橋公時議員ほか5名からお手元に配布した修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とします。

修正案提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議案第84号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議であります。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び世羅町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出する。

令和5年12月7日

世羅町議会議長 米重 典子 様

| | | | |
|-----|---------|----|-------|
| 発議者 | 世羅町議会議員 | 高橋 | 公時 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 上羽場幸男 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 向谷 伸二 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 田原 賢司 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 藤井 照憲 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 山田 睦浩 |

提案理由でございます。

指定管理施設のうち、甲山総合交流ターミナル、大見ふれあい市場及び西大田ふれあい市場の民間活力を推進するため、譲渡に向けた動きを加速するべきである。よって、指定管理委託期間については、5年間から3年間に修正を加えるものでございます。

議案第84号

令和5年度世羅町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案

議案第84号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第3条「第3表債務負担行為補正」の一部を次のとおり修正する。

第3表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------------|----------------------------|------------------|
| 甲山総合交流ターミナル管理委託 | 令和5年度から令和8年度まで | 千円 4,062 |
| | 令和5年度から令和10年度まで | 6,770 |
| 大見ふれあい市場管理委託 | 令和5年度から令和8年度まで | 735 |
| | 令和5年度から令和10年度まで | 1,225 |

| | | |
|---------------|----------------------------|----------------|
| 西大田ふれあい市場管理委託 | 令和5年度から令和8年度まで | 510 |
| | 令和5年度から令和10年度まで | 850 |

以上提案理由でございます。

○議長（米重典子） 以上で、修正案に関する提案理由の説明を終わります。

これより修正案に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第84号 令和5年度 世羅町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案 及び議案第84号 令和5年度 世羅町一般会計補正予算（第6号）の討論を併せて行います。

討論の順序は、最初に「原案賛成者」、次に「原案及び修正案反対者」、次に「原案賛成者」、次に「修正案賛成者」の順に行います。

討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

まず原案に賛成の討論を受けますが、賛成の討論でよろしいです。

▼【矢山議員：「修正に反対」】

ですから、原案に賛成の討論です。4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 議案についていろいろ質疑を行い、不十分な点もあるわけですが、最小限の対応をされているということで評価するものでありますが、先ほど申し上げましたように修正案については反対であります。

○議長（米重典子） 原案に賛成でよろしいですね。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 次に 「原案及び修正案に反対」の討論はありませんか。

（「討論なしの声あり」）

○議長（米重典子） 次に「原案に賛成」の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

次に「修正案賛成」の討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

▼【矢山議員：「修正案に反対の討論があります。」】

もうそれは原案賛成ということで、修正案反対ということになりますので、特に修正案反対の討論はありません。よろしいでしょうか。原案賛成ということで先ほどいただきました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 84 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 6 号）については、「修正案のとおり決定する」ことに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 84 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 6 号）は 修正案のとおり修正することに決定されました。

次に、議案第 84 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 6 号）の修正部分を除く原案について、採決を行います。

議案第 84 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 6 号）の修正部分を除く原案に決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 84 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 6 号）の 修正部分を除く原案は、可決されました。

日程第 14 議案第 85 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 46 ページをお開きください。

議案第 85 号

令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 60,563 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,825,993 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 57,543 千円、繰入金 3,020 千円を増額するものでございます。

歳出は、総務費 723 千円、保険給付費 55,387 千円、諸支出金 7,654 千円を増額し、予備費 3,201 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 11 ページの保険給付費の中で、一般被保険者療養給付費がかなり増えておるようなんですが、これらの病気の状況というか、内容についてお尋ねし、併せてその下の一般被保険者高額療養費も 1 割ちょっとぐらいになりますか、増額しておるといふように思うんですがお尋ねし、次に、増えている 15 ページ償還金 594 万円、これについてそれぞれ減額部分に対して償還をされるということになるんだろうと思いますがその理由についてお尋ねします。

最後にこれも一定にこれまでも述べてきたんですが、それぞれの国民健康保険事業費納付金、12 ページですが、それぞれの給付費分が増額にはなっていない

いわけですが、財源が変わるということで、そこで一般会計からの繰入もするべきだというようには思いますが、かなり他の保険に対して負担をしていく金額も高齢化が進むとそういうことになるのかもしれませんが、増えていっているというように思うんですが。それぞれの介護納付金や後期高齢者支援金についてどういう基準で国保から支出をされておるのか、お尋ねをします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず 11 ページの一般被保険者療養給付費と高額療養費の増額理由、内容でございます。この医療費につきましては、県において医療費の伸びや被保険者数の動向などから各市町ごとの医療費の必要額のほうが算出され、それにより予算編成を行っております。年度当初につきましては例年並みの支出、ひと月あたり約 8000 万円から 9000 万円という支出で見込んでおりましたが、8 月請求分が前月比約 2000 万円、1 億円を越す支払いが発生をしております。そのため当初ひと月あたり療養給付費については 8230 万円で見込んでおりましたが、ひと月あたり 8500 万円と大きく上昇をしてきたため、増額補正をするものでございます。

それに併せまして高額療養費のほうも必要額増額をしておりますので、併せて増額をさせていただいたものでございます。

それから 13 ページの事業費納付金についてでございます。これは財源更正をさせていただいたものでございますが、この事業費納付金の財源である一般会計繰入金のうち、国や県の基盤安定負担金の交付申請に基づき今回補正をさせていただくものでございます。また地方交付税で措置をされる財政安定化支援事業につきましても、措置額のほうが確定をいたしましたので、併せて補正をいたしております。この事業費納付金の算出につきましては、医療給付費分につきましては、医療にかかる納付金でありましたり、保険税基盤安定繰入金、財政安定化支援繰入金など、また県特別交付金のうち結核精神医療費多額に対する財産交付分を財源として県に納付するものでございます。後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療の 4 割を若年層の保険者が負担するものとして県のほうに納付をしているものでございます。介護納付金は介護保険の現役保険者が負担する部分になっております。

次に 15 ページのその他償還金 549 万 8000 円につきましては、令和 4 年度の特定健診特定保健指導にかかる費用に対し、普通交付金と特別交付金、県から交付を受けておりました部分の精算により償還をするものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 85 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 86 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 47 ページをお開きください。

議案第 86 号

令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 9,821 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 581,115 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 5,605 千円、繰入金 4,216 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 279 千円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金 10,100 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 後期高齢者医療保険料の減についてどういう状況にあるのか。それと基盤安定繰入金、8ページ、保険基盤安定繰入金の減についてです。最初にお尋ねした点では、併せて特別徴収、それぞれ普通徴収合わせると500万くらいの減になっているんですが、その主な点と、次のページの保険料納付金の減、これらはどういう精算に基づいてそれぞれ500万、450万になったのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず8ページの後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料の減の理由でございます。この年間保険料額は前年の段階で広域連合により見込みをされております。今回令和5年8月末時点の年間保険料額と令和4年度の実績における年度末までの伸び率から令和私5年度の年間保険料額を見込んで算出した結果、当初見込みより減額ということが見込まれましたので、減額補正をいたします。例年7月にこの年間の保険料額のほうが所得などにより決まっておりますので、毎年この時期、8月末時点で年間保険料額のほうが算定をされております。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきまして減額となっておりますが、これにつきましては軽減対象者の見込みと比較をしまして7割軽減が減少をしております。5割軽減、2割軽減については増加をしておりますが、全体額として減額となったものでございます。全体の占める割合といたしましては

令和4年度と横ばいで全被保険者数の約7割を占めております。

10ページの後期高齢者医療広域連合納付金、保険料の納付金と基盤安定納付金につきましては、先ほどの保険料のほうが減額になったもの、また保険基盤安定繰入金が減額となっておりますので、納付金のほうも減額となるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第86号 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号） は 原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第87号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案48ページをお開きください。

議案第87号

令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日 提出

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,758 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,659,782 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 2,365 千円を増額し、保険料 163 千円、国庫支出金 177 千円、支払基金交付金 192 千円、県支出金 75 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 1,482 千円、地域支援事業費 157 千円、諸支出金 119 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 主なものについて2点ばかりお尋ねしたいと思うんですが、一般会計繰入金として11ページになりますか、主なものは172万円ということですが、172万円はどういう理由でこのようになっておるのか。それと、13ページのシステム改修業務ということで130万円は、その内容についてお尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず11ページのその他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金でございますけれども、20ページの給与費の明細書にあるとおり、今回の給与等の改定によりまして、給与部分を一般会計から繰り入れております。

それと13ページのシステム改修業務130万円についてでございますけれども、こちらは令和6年度の介護保険制度の見直しに伴いシステムの改修が必要となったため補正をするものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

(「なしの声」あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 87 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 88 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 49 ページをお開きください。

議案第 88 号

令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 63 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 8,686 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 63 千円を増額し、歳出は、事業費 63 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 88 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 89 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 50 ページをお開きください。

議案第 89 号

令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,302 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 68,554 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 1,302 千円を増額し、歳出は、総務費 1,302 千円を増額するも

のでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 11ページのシステム改修についてお尋ねしますが、法適化云々と言われたんですがその内容と、またシステム改修を行うことによってどのような仕事上のメリットというか、そういうのがあるのか、併せてお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。システム改修業務の78万1000円の件でございますが、先ほどありましたように、公営企業会計への移行に伴いまして、現在も使用しております企業会計システムのほうへですね、先ほど申しましたセグメントと言う形で公共下水道事業会計の中の分類として農業集落排水事業を入れ込みますので、これの農業集落排水事業会計を設定するための改修費でございます。メリットと言いますか、このシステムの中で運用していくということでございますので、ここへの組み込みを今回計上させていただきます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 89 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 90 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案 51 ページをお開きください。

議案第 90 号

令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ 1,259 千円を減額し、収入 223,136 千円とし、支出 220,621 千円とするものでございます。

収入は、営業外収益 1,259 千円を減額し、支出は、営業外費用 953 千円を増額し、営業費用 2,212 千円を減額するものでございます。

資本的収入 4,268 千円を増額し、収入 214,310 千円とするものでございます。

収入は、企業債 1,600 千円、負担金 1,368 千円、受益者負担金 1,300 千円を増額するものでございます。

資本的支出 4,245 千円を増額し、支出 214,404 千円とするものでございます。支出は、建設改良費 4,451 千円を増額し、企業債償還金 206 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 10ページの中で負担金についてお尋ねしたいと思うんですが、補正を136万8000円増になっておるわけですが、その下の受益者負担金が130万ですか。この受益者負担金の中に加入等に伴う負担があるんじゃないかと思うんですが、ここから新しく加入をどの程度見込んでおられるのか。非常に接続が少ないという状況は続いていると思うんですが、ここらの今年度の取組はどのように行っておるのかお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 受益者負担金の増額につきましてでございますが、議員おっしゃいますように、今年度の施工地区、それから昨年度からの施工地区に関しましてが、受益者の方の加入がありましたものの受益者負担金が入ったものがここにあるわけでございますが、昨年から今年度の工事にかけて、今年度の工事についてですけれども、アパートとかの建築が進んでおりまして、今年につきましては加入のそういった新築の割合が多くなりまして、今年につきましては、現在のところ当初見込んでおったものよりも加入の負担が多くございまして、受益者負担金のほうが多くなっているということでございます。

▼【矢山議員：「新しく加入される数を教えてください。」】

○上下水道課長（市尻孝志） 数のほうが正確なところまでは、把握しておりませんけれども、年末までで9件程度が増えていたというふうに記憶しております。正確な数字でなくて申し訳ないんですが。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 90 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算
(第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、次回の本会議は、 12 月 15 日 午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 1 4 時 0 7 分